

令和7年度高槻市入札参加資格承認申請書提出要領

(物品・業務委託)

(有効期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

※現在すでに登録している業者の方は、申請不要です。

高槻市が発注する物品、業務委託の競争入札に参加しようとする業者は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、参加資格を有することで、必ずしも入札参加が約束されるものではありませんのでご了承ください。

1. 入札参加資格承認申請書の配布方法

高槻市ホームページから必要書類をダウンロードしてください。(ページID:134030)

2. 申請資格(次の要件をすべて満たしている者)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和7年1月1日現在(審査基準日)において、過去2年以上営業実績があること。
- (3) 当該業務を営業するにあたり、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (4) 国税、地方税を完納していること。
- (5) 高槻市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

3. 提出期間

令和7年6月23日(月) から 令和6年6月27日(金) まで(17時必着)

4. 提出方法

(仮称)(地域共生ステーション整備運営事業にかかる参加表明書と合わせて、郵送(配達証明付)又は持参によるものとする。

5. 提出先

高槻市役所 総合センター10階(地域共生社会推進室 地域共生ステーション整備チーム)

6. 提出書類一覧

- 官公庁発行の証明書類については、鮮明なものであれば複写でも可能です。
- 表中において「◎」は必須提出書類となります。「△」は必要となる場合に提出してください。

No.	書類名	法人	複写	備考
1	入札参加資格承認申請書(物品等)(様式1・2)	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印してください
2	委任状(様式3)	△	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	暴力団排除に関する誓約書(様式4)	◎	—	全ての事項に誓約・同意いただけない場合、申請の受付は行いません。
4	入札参加資格承認申請書類チェックリスト(様式6)	◎	—	
5	印鑑証明書	◎	可	令和7年3月23日以降発行のもの 拡大・縮小コピーは不可
6	商業・法人登記の登記(履歴又は現在)事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)	◎	可	令和7年3月23日以降発行のもの
7	財務諸表	◎	可	<※1参照>
8	法人税及び消費税の納税証明書(その3の3)	◎	可	令和7年3月23日以降発行のもの <※2参照>
9	高槻市税の完納証明書	△	可	令和7年1月6日以降発行のもの 高槻市内に事業所等のある法人のみ 提出が必要<※3参照>
10	許可、登録等の証明書の写し、 その他参考資料	△	可	

<※1> 財務諸表について

法人については、直近1年間の財務を示す下記のものがが必要です。(連結決算は不可)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

※法人種別により、提出書類が異なります。

<※2> 国税に関する納税証明書について

国税の納税証明書の請求先は税務署となります。

書面による請求のほか、国税庁ホームページにてオンラインでの請求も可能です。

請求方法の詳細については直接住所地を所轄する税務署へお問い合わせください。

参考)茨木税務署 茨木市上中条1-9-21 TEL: 072-623-1131(自動音声案内)

<※3> 高槻市税の完納証明書について(申請者又は受任者の住所が高槻市内である法人のみ提出が必要)

高槻市税の完納証明書の請求先は、高槻市 税制課(総合センター1F 23番窓口 TEL 072-674-7824)です。

申請する場合は、次のことに注意してください。

- I. 窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類」(例:運転免許証、健康保険証等)が必要です。
- II. 法人の場合、法人の印が必要です(押印された税証明交付申請書または委任状をご持参された方は、不要です)。
- III. 代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものがが必要です。
- IV. 金融機関等で納付いただいてから市で収納確認ができるまでに最長2週間程度かかりますので、市税納付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等で納付の方は領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください。
- V. 新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された法人等設立開設申告書(控用)をご提示ください。
- VI. 納税すべき高槻市税の額がない個人の場合、完納証明書かわりに個人市府民税非課税証明書を取得し添付していただく場合があります。

7. 提出書類(様式1~6)の記入要領

■ 入札参加資格承認申請書(物品等)(様式1)

参考資料1を参照の上、記入してください。

- ① 申請者欄には、本社(店)に関する事項を記入し、代表者の実印を押印してください。
- ② 受任者欄には、代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合に記入し、使用印を押印してください(法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印してください)。
- ③ 使用印鑑欄
 - ア 見積り、入札、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。
 - イ 代表者が実印を使用して自ら契約等を行う場合は、実印を使用印として届出をしてください。
 - ウ 代表者が実印を使用せず、契約等の行為に使用する印鑑を別途定めている場合は、その印鑑を使用印として届出をしてください。

エ 代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合は、その者の使用する印鑑を使用印として届出をしてください。

オ 法人で個人名印を使用印として押印する場合、必ず社印も押印してください(この場合、高槻市における見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領の際、使用印とともに社印の押印が必要です)。

- ④ 連絡先欄には、TEL・FAX 番号・E-Mail アドレス、高槻市を担当する営業担当者名を記入してください(こちらに記入された連絡先を、見積り、入札、契約の締結等を行う際の高槻市からの主な連絡先とします)。

■ 入札参加資格承認申請書(物品等)(様式2)

参考資料2を参照の上、記入してください。

- ① 商号又は名称欄、支店名等(受任者を設定する場合)欄には、様式1の申請者欄、受任者欄に記入する内容を記入してください。
- ② 会社全体の経営概要欄には、資本金、総従業員数(障がい者雇用人数含む)、業種を記入してください。

※総従業員数を上段に記入し、障がい者を雇用されている場合は、障害者雇用状況報告書に記入されている人数を下段に記入してください(障がい者を雇用されていない場合は、空白)。

※業種の分類が不明な場合は、下記により判断してください。

総務省の「日本標準産業分類」を確認後、中小企業庁の対応表

(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf)から該当業種を確認。

なお、複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で判断します。

- ③ 営業経歴欄には、設立年月日、営業年数、ISO 認証取得関係について、記入してください。
- ④ 履行実績欄には、当市以外の官公庁での契約実績を記入してください。
- ※官公庁との実績がない場合は、民間との契約実績を記入してください。
- ⑤ 仕入先企業名欄には、仕入先企業名や特約店・代理店契約しているメーカー名を記入してください。
- ※別紙で資料を添付する場合でも、可能な範囲で記入してください。

③、④、⑤は業者指名の際、重要な判断基準となりますので、具体的に記入してください。

■ 委任状(様式3)

代表者以外の者(支店長、営業所長など)の名で契約等を行う場合に、提出してください。

委任者(実印)・受任者(使用印)双方の印鑑を押印してください。

■ 暴力団排除に関する誓約書(様式4)

申請時に必ず提出してください。

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。(押印は不要です)

提出いただけない場合や、全ての事項に誓約・同意いただけない場合、申請の受付は行いません。

■ 入札参加資格承認申請書類チェックリスト(様式5)

提出書類等の郵送漏れのないように、各項目のチェックをしてください。

※不足書類や記入内容に不備がある場合は、登録できませんので十分ご注意ください。

8. 提出時の注意事項

- (1) 申請書等の記入例を参考にして、記入漏れ・印鑑の押印忘れのないようにご注意ください。
- (2) 鉛筆や消せるボールペン等の訂正の容易な筆記具は使用しないでください。
- (3) 文字等を訂正する場合、代表者の訂正印が必要です(修正液、修正テープによる訂正は不可)。
- (4) 提出書類について、ご確認等させていただく場合がありますので、提出書類一式を必ずコピーし、お手元に保管しておいてください。